

高知市シティプロモーション事業委託業務仕様書

1 業務の目的

本市人口は、現在年間約 3,000 人のペースで減少しており、若者世代を中心とした転出超過をはじめ人口減少に歯止めがかからない状況にある。人口減少克服に向けて、本市の基本的な魅力発信に加え、人口増に向けての取組を県内外に PR する必要がある。

本事業は、令和 7 年度に開催される大阪・関西万博を契機として、本市の情報発信力を高めるため、20～34 歳の若者世代を中心に訴求力の高い本市のキャッチコピー、特設サイト、動画、ロゴマーク等を制作するとともに、関西圏におけるイベント開催などの効果的なプロモーションを展開することにより、本市の認知度やブランド力の向上、関係人口及び移住・定住人口の増加につなげるものである。

(参考) 今後の事業展開(想定)について

本業務において、今後のシティセールスを展開するためのベースとなるキャッチコピーやロゴマーク、特設サイト、動画、名刺等を制作するとともに、観光・移住・外商・ふるさと納税等の各分野が連携して PR 活動を行うため、関西圏における催事等を開催する。

令和 8 年度以降も、上記素材等を活かして継続して情報発信を実施する予定であり、特に、本業務において作成することとしている特設サイトへ誘導する二次元コード付きの統一名刺を本市職員や市内事業者等が活用することにより、市が一丸となって、本市の魅力県内外に発信する。統一名刺は関西圏での催事をはじめ、今後長期的にわたり、市政の様々な場面での活用を予定する。

また、令和 8 年度以降は、上記の継続的な情報発信とあわせて市民参加型のイベントや SNS によるプロモーション等により、更なる事業展開を図る想定である。

2 業務名

高知市シティプロモーション事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)までとする。

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務内容

本業務の目的達成が見込めるよう、以下の各業務を実施すること。

また、提案事業を実施するに当たり、本市の協力等が必要な場合は、その内容について企画提案書に具体的に記載すること。

(1) キャッチコピー及びロゴマークの制作

ア 概要

本市の魅力を最大限表現する端的でわかりやすいキャッチコピーと目に留まりやすく印象に残るデザインのロゴマークを一体的なデザインとして制作すること。

また、ロゴマークについては本市オリジナルのデザインとし、メインターゲットとする20～34歳の若者世代への訴求力が高い内容とすること。キャッチコピー及びロゴマークについては、一過性のものではなく、今後一定期間（5年以上）、継続的に市政の様々な場面で活用できるようなデザインとすること。

イ 制作期間・納品日

協議により決定する。

ウ 制作方針

- ・ キャッチコピー及びロゴマークは、受託後、パターンの異なる内容を3案以上提案すること。また、提案内容については必要に応じて公表し、市民や職員等の意見を反映した上で1案に決定する。
- ・ ロゴマークに市章は使用しないこと。
- ・ キャッチコピー及びロゴマークデザインについて本市と協議し、必要に応じて修正すること。

(2) 総合ポータルサイトの構築・運用

ア 概要

本市の窓口となりえる総合ポータルサイト（以下「総合サイト」という。）を構築し、本市の観光情報、外商情報、ふるさと納税関連情報、移住・定住関連情報、また、本市が実施する若者、子育て世代向けの支援の取組等をワンストップでユーザーに提供することにより、ユーザビリティを高めるとともに、キャンペーン等のプラットフォームとしても活用する。

なお、受託者は、コンテンツ（HTML）を作成し、本市に納入するものとし、コンテンツ（HTML）のWEBサーバへのアップロードは本市が行うものとする。

イ 公開日

令和7年8月上旬までに構築・運用することとし、詳細な日程については協議により決定する。

ウ 基本仕様

(ア) デザイン

- ・ 本市をイメージできる画像や動画等を用いて、利用者が視覚的に興味関心をもつデザインとすること。また、トップページには本業務で制作した動画やキャッチコピー、ロゴマーク等を活用すること。
- ・ 本市の観光・外商・移住・ふるさと納税等に関する既存のサイトへ移動できる

ようリンクを設定すること。

- ・ リンク先として、本市が実施する若者、子育て世代向けの支援の取組をまとめたページ及び受託者が必要と考えるキャンペーンページを新たに制作・運用すること。なお、いずれのページも利用者が視覚的に興味関心を持つデザインとし、魅力的な内容とすること。

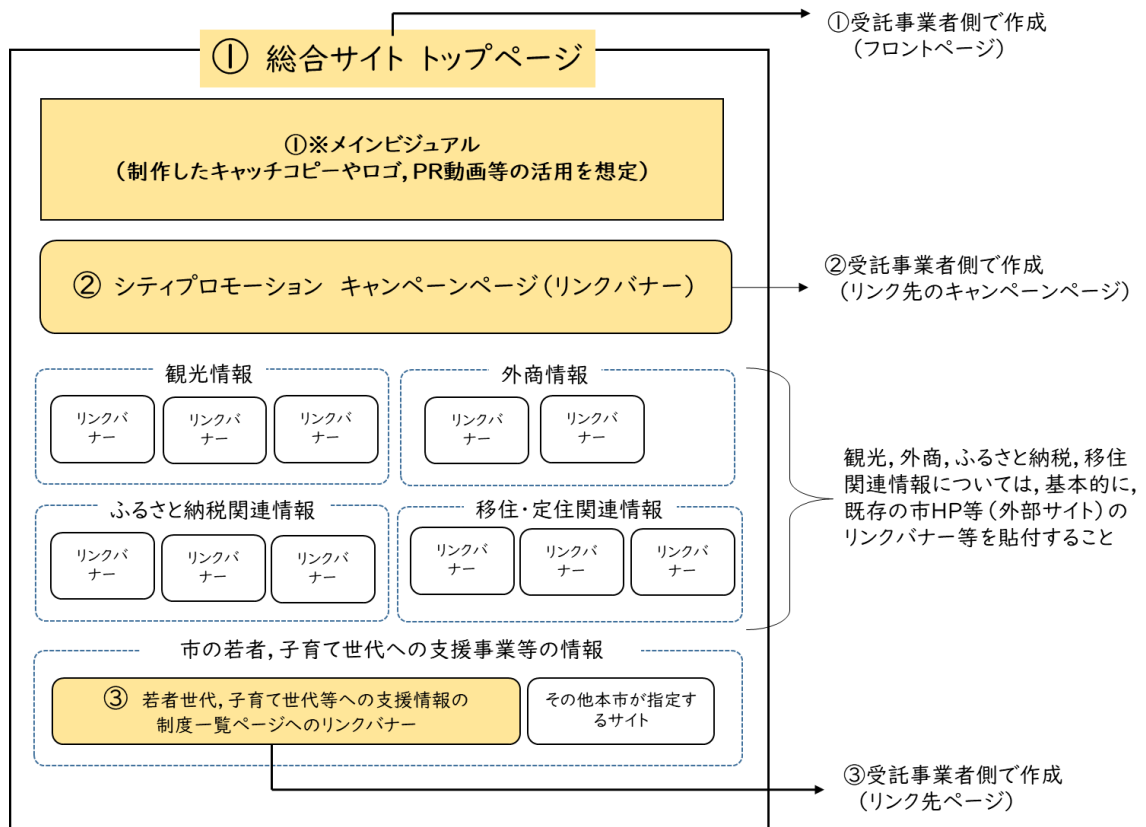
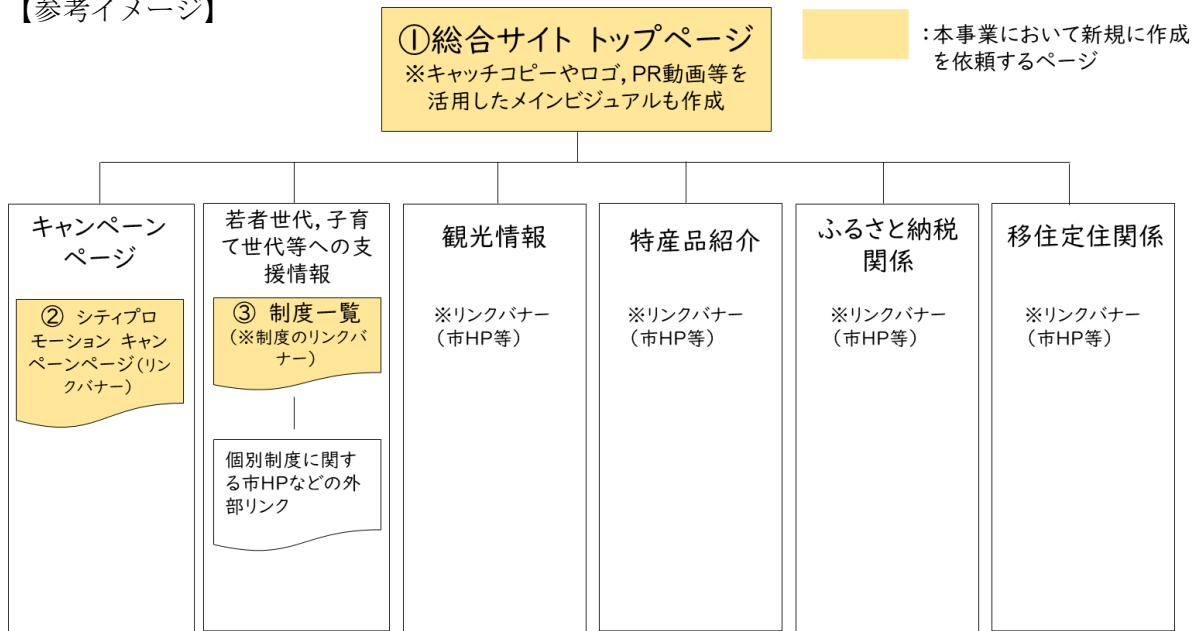
(イ) 制作方針

- ・ スマートフォン、タブレット端末等マルチデバイスへの対応を必須とする。
- ・ 特殊なソフトウェアをインストールすることなく閲覧可能とすること。
- ・ 公開後のアクセス向上のため、SEO 対策を講じること。
- ・ 公開するコンテンツは、以下のブラウザで閲覧可能であること。
Internet Explorer 9以降、Microsoft Edge, Firefox, Google Chrome, Apple (Safari), Android4.4 標準ブラウザ（構築時点で最新のもの）
- ・ サイトイメージについては、参考イメージのとおりとし、詳細については協議により決定する。
- ・ Google アナリティクスを使用して、アクセス解析ができること。
- ・ SSL/TLS, またはこれと同等以上のものによる暗号通信を行うこと。

(ウ) その他

- ・ 総合サイトの利用促進を図るための効果的な周知及び取組を実施すること。
- ・ 参考イメージを参照し、総合サイトにリンクする各サイトへのアクセス数を向上させる工夫を取り入れるとともに、総合サイト上の周遊性をもたせる企画・提案を行うこと。
- ・ 総合サイトへのリンクバナーを制作し、公開までに、データ（AI, EPS, PDF, JPEG）で納品すること。
- ・ キャンペーン等を実施する際には、本総合サイトで紹介すること。
- ・ 総合サイトの制作に当たり、既存素材を利用することを妨げない。
- ・ 本市が別に実施するキャンペーンサイト等へのリンクなど、柔軟に対応すること。
- ・ WEB サーバへのソフトウェアの導入はできない。

【参考イメージ】



【KPI】

項目	R7年度末 目標値
①総合ポータルサイトのアクセス数	50万PV以上
②総合ポータルサイトにリンクを設置した各分野（移住・観光・ふるさと納税・外商等）の関連サイトへのアクセス数	①の10%以上

(3) PR 動画の制作

ア 概要

本事業で制作する PR 動画は、観光地や移住といった特定のCATEGORYに着目したものではなく、本市の魅力を最大限引き出すものとする。特に 20～34 歳の世代の関心が高く、本市の知名度や来訪意欲の向上につながる内容であり、市民にとっては市への愛着を高められる内容となるよう制作すること。制作した動画は、今後 5 年間は市政の様々な場面で使用する想定をしており、インパクトやユーモアを含んでいるなど、ターゲットの印象に残りやすく話題性がある内容とする。

イ 制作物

絵コンテ等により撮影方法・表現等を提案することとし、下記の動画を 3～4 本程度作成することとする。

① 6 秒～30 秒程度のショート動画（2～3 本）

本事業で作成するキャッチコピーのテーマと合致する内容であり、本事業で構築する総合サイトや動画配信サイトへの掲載等、PR に広く活用できる動画を制作すること。なお、本動画は、8 月頃に開催する関西圏での催事開催にあわせた活用を予定している。

② 4 分～5 分程度のロング動画（1 本）

別途本市で制作予定の楽曲を使用した動画を制作すること。楽曲のイメージに合う動画を作成することとし、詳細は協議により決定すること。

ウ 制作期間・公開日

- ① ショート動画：令和 7 年 8 月上旬までに制作すること。詳細な日程については、協議により決定する。
- ② ロング動画：協議により決定する。

エ 制作に当たって

(ア) 映像の撮影等

- ・ ショート動画は縦動画の場合は画角 9:16、横動画の場合は画角 16:9 とし、ロング動画については画角 16:9 で制作すること。なお、画質のクオリティはハイビジョン以上とすること。
- ・ 映像撮影に係る経費は受託者が負担すること。
- ・ 撮影日時・場所については、本市担当職員と協議の上、決定すること。

(イ) 出演者・協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・ 出演者の選定・交渉について、受託者は本市担当職員と協議の上、開始すること。
- ・ 出演者・協力者等に関する謝礼が発生する場合は、必要に応じて委託料の範囲で受託者が支払うこと。
- ・ 受託者は、出演者、協力者等の肖像権及び著作権等に関する調整を行い、インターネットや SNS 等で配信することへの同意を得るとともに、必要に応じて委託料

の範囲で費用を支払うこと。

- ・ ペイドメディアに係る費用についても、委託料の範囲で費用を支払うこと。

(ウ) 映像の編集

- ・ インターネットや SNS で配信することを想定し、インターネット環境を利用するユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式 (mp4 形式や wmv 形式) に変換すること。
- ・ テロップがあるものとないものの 2 パターン制作すること。
- ・ 効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナル楽曲を制作すること。
- ・ 完成までに 2 回以上の内容確認及び修正指示の機会を設け、校了の判断を得ること。

(エ) 制作に当たっての留意事項

- ・ 作品の著作権、二次使用权、商品化権、放送権及びその他一切の権利を無償で本市に譲渡することに同意すること。
- ・ 分かりやすいデザイン・ビジュアルとなっていること。
- ・ 色についての指定はしないが、多様な色覚を持つ人を含め、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるようカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

(オ) 納品

- ・ 納品：編集したデータを動画の作成本数に応じて DVD に記録し、各動画 2 枚ずつ納品すること。
- ・ 公開開始日：協議により決定する。

(4) 上記の (1)～(3) を活用した戦略的な情報発信及び総合サイトへの誘導

新たに制作したキャッチコピー、ロゴマーク、総合サイト、PR 動画を活用し、ターゲットへの訴求に効果的な広告メディア (テレビ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告等) を利用した戦略的な情報発信を行い、総合サイトへ誘導する取組を提案すること。

提案するメディアについては、媒体や展開方法、期間、期待される効果などを具体的に提示すること。

(5) 名刺の作成

ア 概要

本事業で制作したキャッチコピーとロゴマーク、総合サイト等は、今後本市職員や市民、市内事業者等が活用できる統一名刺に活用し、シティプロモーションに当たり長期的に活用する予定である。

キャッチコピー、ロゴマークを活用し、また、総合サイトへ誘導できる二次元コード付きの本市の統一名刺のデザイン案を縦型・横型それぞれ 2 案程度提案すること。なお、デザインは片面又は両面いずれも可とする。

イ 制作物

- ・ 作成した名刺を 10,000 枚 (100 枚綴り×100 セット) を納品すること。

- ・サイズは91mm×55mmとし、編集可能なデータもあわせて納品すること。
- ・令和7年7月中旬までに納品すること。なお、詳細な日程については協議により決定する。

(6) 関西圏での催事開催運營業務

ア 概要

本事業の効果を高めるためのリアルプロモーションとして、大阪・関西万博の開催期間中（令和7年8～10月頃を想定）に、本市の観光、外商、ふるさと納税、移住等の魅力を伝えるためのイベントを関西圏で開催すること。実施に当たっては、以下の各業務を実施すること。

また、提案事業を実施するに当たり、本市の協力等が必要な場合は、その内容について企画提案書に具体的に記載すること。

イ 催事等の企画・開催について

- ・ 催事等を企画・開催し、広報、準備及び当日の運営管理等を実施すること。
- ・ 本業務の目的が達成できるような催事等の開催場所を選定し、効果的な催事等を企画・開催すること。催事については、本市の特産品販売のほか、観光やふるさと納税、移住等のPRを含めた内容とする。なお、催事等の開催回数は1回以上とし、開催時期は令和7年8～10月頃（連続する2～3日間）を想定しているが、より開催に適した時期や期間がある場合は提案すること。催事における来場者に総合サイトへのアクセスを促し、アクセス数の増加につながるような催事内容を企画し、具体的な事業成果の見込みを企画提案書に記載すること。
- ・ 開催場所の利用料については、受託者が負担すること。
- ・ 催事等を円滑かつ適切に運営するとともに、本市及び出店事業者との連絡体制や催事等に関する問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
- ・ 本市と協議の上、レイアウト図を作成すること。また、作成したレイアウト図を元に、催事等開催に係る必要な備品等の手配を行い、開催までに設営を完了すること。
- ・ 催事の運営を担う人員を用意し、集客促進に努めること。
- ・ 催事等において、来場者への賞品やノベルティを用意する場合は、委託者と協議の上、予算の範囲内で調達又は製作すること。
- ・ 開催場所に応じた広報活動を実施し、効果的な広報内容を提案すること。

ウ その他

- (ア) 本業務に係る関係者と必要な連絡対応を適切に行うこと。
- (イ) 催事等の実施に当たっては、来場者に危険を及ぼすことのないよう、十分安全に配慮すること。
- (ウ) 開催期間中に不測の事態が生じた場合は対応すること。
- (エ) 業務履行に当たっては、本市と十分な協議を行うとともに、進捗状況等の適切な報告、情報共有及び本市と定期的な情報交換の場を設けること。

- (オ) 法令等を遵守するとともに、官公庁等への届け出等が必要となった際は、適切に対応すること。
- (カ) 委託金額には、本業務に係る必要経費一切を含むものとする。
- (キ) 契約の履行に当たり、特許権その他第三者の権利となっている方法を使用するときは、必要となる許可を得るほか、その使用に関する一切の責任を負うこととする。
- (ク) 催事等の会期中のリスクに備える保険へ加入すること。

(7) その他

本市の認知度やブランド力の向上、関係人口及び移住・定住人口の増加につなげるプロモーションの実施に当たり、本市の移住や観光、外商、ふるさと納税の各分野全体への波及効果が期待できるような独自の取組を企画し、1案以上提案すること。

(8) 効果検証

- ・令和7年度末までに(1)～(6)の業務における効果検証を行うこと。
- ・効果検証方法については、契約締結後、本市と協議の上決定する。

6 成果品

ツール等を制作した場合の納品方法、時期については、本市担当職員と協議の上決定する。なお、(8)で示す効果検証の結果について、効果検証報告書及び改善方法提案書として作成することとし、各2部(A4判)ずつ提出すること。

7 成果品の利用及び著作権

- ・受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。
- ・本市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 個人情報の取扱いについて

- ・受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち令和8年2月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以

下「取扱状況報告書等」という。)を本市に提出すること。

- ※ 受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。
- ※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

9 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程においては、本市と十分に協議を行い、本市の指示に柔軟に対応すること。
- ・ 本事業の遂行に当たり、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- ・ 本業務の実施に当たっては、本市と適宜打ち合わせを行うこと。
- ・ 本市は、本市が所有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 各業務の制作に当たっては、公序良俗に反することなく、特定の個人、団体等に対する誹謗中傷を含まないこととし、その他法令の定めに違反しないよう留意すること。
- ・ 制作物への広告掲載は認めない。
- ・ 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・ 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。